

教育委員会公告

令和七年度徳島県立特別支援学校寄宿舎指導員採用候補者選考審査要綱

徳島県教育委員会

一 採用人数 一名程度

二 職務内容及び給料

- 1 特別支援学校の寄宿舎における幼児、児童又は生徒の食事、入浴、着替え等の日常生活に関することや、余暇時間及び自主学習に関することについて支援及び指導を行うとともに、寄宿舎での行事に関する企画・運営や支援計画・指導記録簿の作成及び安全管理に関することに従事する。また、就寝支援、舎内巡視等の宿直業務を行う。

2 給料

(令和六年四月一日現在)

大学卒 二二一、八〇〇円
短大卒 二〇三、〇〇〇円
高校卒 一八三、四〇〇円

この額は、卒業後すぐ採用された場合の基準である。この給料のほかに、給料の調整額、教職調整額及び教員特別手当が支給される。また、地域、通勤、扶養、住居、期末、勤勉等の諸手当が支給される。

三 出願資格

次の1から4の全てを満たす者

- 1 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に規定する欠格条項に該当しない者
- 2 昭和四十年四月二日以降に生まれた者
- 3 大学、短期大学若しくは専修学校の専門課程を卒業若しくは修了した者(令和六年度卒業又は修了見込みの者を含む。)又はこれに準ずるものとして教育委員会が認めた者
- 4 次のいずれかに該当する者

(一) 幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭(盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭)、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状を有する者(令和七年三月三十一日までに取得見込みの者を含む。)

(二) 看護師、介護福祉士若しくは保育士の資格を有する者(令和七年三月三十一日までに取得見込みの者を含む。)又はこれと同等の資格を有すると教育委員会が認めた者

なお、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者で、受審において配慮を必要とする場合は、事前に徳島県教育委員会教職員課教員採用推進担当(電話 〇八八―六二―二二五〇)まで連絡すること。

四 出願期間

令和六年十一月一日(金)から同月十五日(金)まで

出願は、全て郵送(簡易書留郵便)によるものとし、令和六年十一月十五日(金)までの消印のあるものに限る。

五 出願手続

次の1から7の書類(4から6については該当する書類)を簡易書留郵便で郵送する

こと。

なお、封筒には「寄宿舎指導員出願書類在中」と朱書きすること。

出願先 郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当（県立学校）

1 志願書及び履歴書（所定のもので、写真貼付のこと。）

写真は、縦四センチメートル横三・五センチメートル（脱帽、上半身）で六箇月以内に撮影したものであること。

2 受審票（所定のもので、表面には受審者の住所・氏名を記入のうえ、八十五円切手を貼付のこと。写真は受付後に貼付して審査当日に持参すること。）

3 自己アピール文（所定のもので、志望動機や抱負も含めて記入すること。）

4 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書

5 最終学校の成績証明書。卒業（修了）見込者は、現在までの成績証明書（成績証明書に単位数の記載のない場合は、別に単位修得証明書を提出すること。）

6 出願資格4に該当することを証明する書類の写し

7 審査結果通知用封筒（角形二号 二十四センチメートル×三十三・二センチメートル。住所、氏名を明記し六百二十円切手を貼付のこと。）

六 審査期日及び会場

1 筆記審査

令和六年十二月七日（土）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

2 面接審査

令和六年十二月七日（土）、八日（日）

徳島県立総合教育センター 三階 研修室（板野郡板野町犬伏字東谷一―七）

七 審査日程

1 筆記審査

令和六年十二月七日（土）

（一）受付 午前九時十分から午前九時三十分まで

（二）諸注意 午前九時三十分から午前九時四十分まで

（三）筆記審査（教職教養・専門） 午前九時四十分から午前十時四十分まで

（四）筆記審査（小論文） 午前十一時から正午まで

2 面接審査

令和六年十二月七日（土）、八日（日）

面接審査の日時については、受審票に記載することによって連絡する。

八 審査内容

1 筆記審査

（一）教職教養（教育法規等に関する基礎的な内容）及び専門に関する問題（障がいのある子どもたちを支援するために必要な知識や特別支援教育に関する問題）

（二）小論文（課題について六百字以内）

2 面接審査

人物、識見等、寄宿舎指導員としての適格性を審査する。

九 審査結果の通知

審査結果を総合的に判定して採用候補者を決定し、採用候補者名簿に登載し、令和七年一月二十七日（月）午後二時に県庁西側の掲示板に発表するとともに、同日、受審者全員に審査結果を文書で通知する。また、採用候補者は、徳島県のホームページにも掲載する。

十 審査結果の開示

不合格者は、審査結果について、次のとおり、口頭による開示請求を行うことができない。開示請求は、本人に限る。

1 開示の内容

総合得点及び総合順位

2 受付期間及び受付時間

審査結果発表の日の翌日から一箇月間。ただし、期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除き、毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

3 受付場所

徳島県教育委員会教職員課（県庁九階）

4 本人を確認するために提示を求める書類

受審票又は本人の顔写真が貼付された証明書類（運転免許証、学生証、旅券等）

十一 その他

1 身体等の事情により、受審に際して特に配慮を必要とする者は事前に相談をすること。

2 採用候補者は、後日指定する日までに健康診断書等を提出すること。

3 自然災害等により、審査日程の変更等がある場合は、徳島県のホームページで知らせるので、留意すること。

4 この選考審査についての問合せ先

郵便番号七七〇―八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会 教職員課 教員採用推進担当

（電話 〇八八―六二一―三一五〇）